

平成24年度 第3回習志野市公民館運営審議会（要旨）

日時 平成25年2月6日（水）午後2時～5時

場所 袖ヶ浦公民館

出席委員 佐藤委員 齋藤委員 津和田委員 清水委員

山地委員 池田委員 浅野委員

欠席委員 藤平委員 草野委員

出席職員 早瀬生涯学習部長 市川生涯学習部次長 上野社会教育課長

佐々木菊田公民館長 寄主大久保公民館長 田久保実花公民館長

滝澤袖ヶ浦公民館長 関谷津公民館長

欠席職員 鈴木屋敷公民館長 織戸新習志野公民館長

議事録署名委員 山地委員 池田委員

1. 開会

2. 議事

会長：本日は公民館の指定管理者制度について論議したいと思います。

資料について菊田公民館長より説明願います。

菊田公民館長：参考資料として茨城県守谷市立公民館指定管理者募集要項と流山市東部公民館指定管理者の業務等に関する仕様書の2種類をお配りしました。

会長：本日審議いただくのは、公民館の指定管理者制度導入についてですが、前回の意見を踏まえ公共施設の指定管理者制度の導入とはどういうものなのか、その基本についてスライドによる説明をお願いします。

社会教育課長：（スライドによるプレゼンテーション）

① 「習志野市の公民館の状況」

かなりの築年数を経た状況である。

各地区の実情に沿った活動を行っている。

② 「生涯学習施設の指定管理者制度の導入について」

コミュニティーセンター・スポーツ施設・図書館等について説明。

③ 「習志野市が公民館に指定管理者制度を導入するとしたらどのように考えているのかについて」

公民館に指定管理者制度を導入するならば、必須条件として「サービスの向上」と「経費の削減」が求められる。

「サービスの向上」として量的には、公民館の主催事業数の維持もしくはそれ以上が求められる。またライフスタイルが多様化する中、開館時間や開館日の拡大として祝日の開館が求められる。

質的には、社会教育主事の各館への配置。社会教育主事の配置は法的には義務付けられてはいない。現在社会教育主事が配置されていない公民館もあるが、社会教育の実践の場であることから、指定管理者制度の導入となれば求めていく。公民館運営には館長、社会教育主事、庶務担当など2～3人の職員が必要。

「経費の削減」として人件費については、直営より高くなることは許されない。公民館は教育の場であり、営利目的の施設ではないので、公民館利用料で施設運営費、人件費を賄うという利用料金制での運営は難しい。経費削減は、指定管理者が民間業者でも地域の方々でも、市職員の人件費を基準に考えた場合におそらく可能だと思う。他の施設の導入実績を見た場合、民間（株式会社・有限会社）とNPO法人を比較すると民間の方が高い。

指定管理者制度に移行するには、議会の承認が必要であり、一度直営から指定管理者に移行したものを元に戻すのは非常に難しい。

これから先は、皆様が協議される上での検討事項になります。

指定管理者制度を導入することとなった場合は、すぐにすべてに導入するのか、図書館と同じように直営を残してその他は全部指定管理にするのか、できるところから指定管理にしていくのか今後の課題です。図書館の場合は、大久保図書館だけ直営、その他は全部指定管理という方針が出ていた。スポーツ施設はできるところから指定管理にした。指定管理者を選ぶのは公募によるプロポーザルが基本です。公民館を指定管理者にお願いするとした場合、各公民館同じ指定管理者にするのか、別々の指定管理者にするのか、また、事業だけお願いするのか、それとも施設の運営までお願いするのかも課題です。今現在、事業だけお願いしているのは、コミュニティセンターで、修理などは社会教育課で対応している。運営までお願いしているのは、谷津干潟観察センターで、運営経費など全て指定管理者で対応し、1年間で精算することになっています。

今後、指定管理者制度を公民館に導入するとした場合、社会教育課としては谷津干潟観察センターの形を考えているが、決定しているわけではない。その他、公共施設再生計画の方針や地区学習圏会議などについて考えることも必要となります。

会長：これまでの説明について、質問、意見がありますでしょうか。

委員：図書館について、大久保図書館は中心館ということで直営になっていますが、その意義と指定管理者で運営されている図書館との関係について教えてください。

社会教育課長：図書館の指定管理者導入について、協議した結果、一館を残しその他を指定管理者にすることになりました。習志野の図書館のノウハウ、図書館のシステム、本の管理等のサーバーを持っている大久保図書館を直営で残し、他の図書館へ助言する役割と光熱水費や施設の管理を統括する役割を担っています。

部長：習志野市では、団塊世代の退職後、専門職である図書館司書が減り各館に1～2名の配置になり、今後図書館行政を進めていく中で、司書を一カ所に集めて対応する方向になりました。図書館については全館全てが同じサービスをしなくてはならない。コンピュータを使った図書館システムを使いマニュアル化をし、同じサービスをするということで中心館にその機能を持っていく。最後に予算の話が出ましたが、市内で約3000万円の図書購入費がありますが各図書館の求められている本を聞き、選書会議により中心館でまとめて購入し、管理するという必要性があるということから、図書館については中心館を直営でおき、その他の図書館を専門的な実績のある指定管理者で運営。中心の大久保図書館が全体をコントロールして行くという考え方で現在の形となっている。

会長：今のような形態が長期にわたって持続されて行くのですか。

社会教育課長：現状として上手く回っているという実績があります。指定管理者制度には、導入後市民が評価する「モニタリング」があり、その結果が○であれば積極的に変える方向にはないです。

委員：公共施設再生計画の説明を聞いて混乱していますが、本日、図書館の指定管理について伺い、図書館方式がいいかと思えてきましたが、図書館の指定管理者については、センター方式でうまくいっているわけですね。

社会教育課長：行政としてはうまくいっていると判断している。指定管理者の導入の話は、図書館よりも公民館が先であったが公民館の指定管理者は難しいところがあり、話が延びてしまった。公民館の指定管理者導入については、両論併記の答申をどうするか。両論併記の中にも指定管理者

会長：民間あるいは地域による運営なのかは別として、指定管理者制度を導入するという方向が出ない限りは、ソフトの部分は詰めていけない。詰めていくには、行政との協議が必要。協働が前提。民営化の方向に行ったとしても、習志野市の公民館などで行政が協力しないと言うことはないと思う。

部長：指定管理者制度を導入するということは、公の施設の使用について、民間の指定管理者がその者をもって許可することができる、というのが大きなポイントになります。会長の話のとおり指定管理者制度になっても最終責任は市にあります。習志野市が何故指定管理者制度を導入するようになったかという、民間の活力を利用したサービスの向上、ランニングコストの削減があります。今後、正規職員が減っていくことが多分にある中で今の形態を何とか維持していくのがよいのか、他の手段を講じた方がよいのかというのが今回の議員さんの質問になったかと思います。

会長：経費の削減というのは、だいたいの感じとして分かりますが、例えば直営が100%で企業の場合70%、地域運営というかNPOなどの場合は60%なのかが全く分かりません。

公共施設再生計画の説明を聞いて、袖ヶ浦公民館がすぐにでも廃止され袖ヶ浦西小の中に吸収合併されると誤解している人がいる。袖ヶ浦団地自治会で袖ヶ浦公民館を運営すれば協力したいと提案もある。市からの説明は市民が誤解を生まないよう注意して欲しい。

部長：あくまで素案の段階の説明会という形になっておりますが、方向性はそうだと思います。当然公共施設再生計画には生涯学習施設も入っているし、私どもの検討した結果も入っています。生涯学習部として公民館についてどうするかという意見は出しています。ただ今の段階では素案を受けてご意見をいただいておりますので、そのご意見を踏まえた上で再生計画の第2弾が出てくるのではないかと思います。今は大きくこういう公共施設の再生計画を作っているけれど、まず皆さんに作っていることを知っていただきたい。その上で説明しご意見をいただきたいという観点で行っています。

今後習志野市の公共施設は25年の間に約1000億円位かかりますがその半分の500億円位しか費用負担できない。半分を廃止する。果たしてそれでいいのかその中でどのような優先順位が出てくるか分かりません。建て替えるものは建て替

える。廃止するものは廃止する。機能優先で施設そのものを考え直していく。今から25年後を見据えて動かないといけない喫緊の課題ということになる。

社会教育課長：経費としては、人件費の部分が変わってきます。谷津干潟観察センターは民間の法人が運営していて、人件費が大幅に減っています。NPO法人が運営しているコミュニティセンターなどでは、半分以上と思われま。民間の運営にすることで削減した分を他のことに活用できるのではないかと思います。

会長：地域運営型なら給料は要らないという人もいると思うが、継続的にやるにはある程度の給料は出して、女性が活躍できるといい。そういう人たちに経営のノウハウを教えることも大切だと思う。

委員：袖ヶ浦はどうですか。

会長：協力したいという方も16名位います。自分達の地域の公民館を守りたいと考えています。6年前に我々が答申をした時に統廃合も前提で話をした。6年前に教育委員会がそれなりの方針を示せばこんな緊迫した状態にはならなかったのかと思う。論議の重点が、直営中心になっていたが民営化できる部分を早急に民営化するという課題を入れてもおかしくはなかった。直営はベターだと思いますが、時代の流れから言って民営化はいずれ出てくるという認識に立って論議はしていた。民営化の中でより理想的な形で何か解決できる方法を検討しておかなければいけないという感じですね。社会教育主事をどう確保するかを含めて袖ヶ浦地区では考えている。

委員：感情論ですけれど、統廃合はやむを得ないが、どこの館も切り捨てて欲しくない。

会長：官でなくてはならないと言うことではなくて、民でもできるように育てて行かなくてはならない。今払っているのと同じくらい人件費を払えば何も問題もないがそれは無理。財政という壁がありますから、あとは自分達で稼ぐしかないですね。だからそういう場合は、いわゆる儲け本位ではなくて社会的目的のために稼ぐと言うNPO法人的な考えが絶対に必要だと思う。

委員：財政的な課題としては、指定管理について考えなければいけないと思う。一方近くにあった公民館がなくなるのは寂しいです。

会長：公運審として結論はいつ頃までに出せばいいのでしょうか。

社会教育課長：25年度半ばまでをお願いしたい。指定管理者制度の導入を○にするか×にするか。仮に○になれば、こういった形にするか、どういうことを望むのか、公運審で議論いただく時間が必要になります。仮に直営となった場合には、議会への調整が必要になります。○もあるとの前提にするかは、本日の議論で決めていただければと考えています。

会長：結論を出すのは4月としても、今日はどこまで決めるか皆さん迷っています。

委員：現状維持の意見が強ければ×で決定して会議を終えればいいわけですよ。○にしなければならぬ時はメンバーを変えてもらわなければしょうがないですよ。

菊田公民館長：19年に出された、直営は望ましいけれど指定管理も検討すべきという両論併記の答申をどう考えるか論議していただくというのが急務かと思います。

会長：今回それなりに方向性を出さないといけないので、前回の答申を踏まえ、どう考えるのかという方向性としては、ある程度公民館で考えるべき問題と思う。

菊田公民館長：6年が過ぎて状況も変わってきている中、両論併記の答申を白紙にするの

か、そのままにするのか、論議していただきたいと思います。

委員：この場にしても、4月にしても○か×かを決めなくてはいけないということですか。

菊田公民館長：指定管理がいいとか悪いとかという○×ではなく、前回の両論併記の答申を白紙に戻す必要があるかどうかについて議論していただきたいということです。

委員：両論併記というのが11月までは生きていた。その後、今、我々の議論の方向としては既に指定管理者に足を出している。それで今日を迎えたと言うことで、この会議に出ている訳です。両論併記の中で現状維持を絶対崩したくないという意見が強ければもう終わりでしょう。生かしていくんだったら多数決で決め、答えを出せばいいんですよ。いろいろな情報をもらいながら検討していくというのは指定管理者制度というのをどう消化していくかと言うことではないでしょうか。だから、公民館のこれからのあり方に我々はどのような方向性を出せるのか。現状の公民館をどうするのかを決めないと両論を検討したってしょうがないですよ。

委員：指定管理者制度の方向に行っているんだからそれでいいではないですか。

委員：それを詰めていけばいいのではないですか。

会長：新しい委員さんにとっては急に出てきた問題ですから確認したいと思います。

委員：現状で良いという意見であれば出していただき説明してもらわないと。

会長：皆さん、良いと考えているのではなく、迷っているので、結論を出しなさいと言うのは酷ではないかと思う。

委員：流れというのがあると思いますし、19年度の時とは時代が変わっていると思います。住民も今まであったものが全てで、それ以外のものを知らないのは変な話で、より良い方向で考えた方がいいと思います。

会長：たとえば多数決で採ったとしますね。今日欠席された委員さんはどうなりますか。

菊田公民館長：総意で決定していただきたい。仮に指定管理という方向で進むのであれば19年度の答申については白紙に戻すと言うことで論議し直し、その先に指定管理と言うこともあると思います。

会長：なぜ、19年の答申を白紙に戻すという言葉を入れなくてはならないか分からない、前回は両論併記の答申が出たけど、今年度は別の答申で行きますというのではダメなのですか。

社会教育課長：補足させていただきますと、菊田公民館長が白紙に戻すと言ったのは、現在の委員さんの考え方が前の答申と大きく方向転換するようになってきている状況の中で新たにスタートしていただくべきと考えたということです。元々両論併記で「直営が望ましいけど指定管理者についても検討する」となっています。時代の流れの中、会長の言われているように前の答申を否定するものではないと考えていただいた方がよいと思います。

会長：前回の答申に言及することなく、現在のメンバーの審議会としては指定管理者制度を検討するという段階に至った。文章的に否定だと入れてしまうと、感覚的に合わないのではないかと思います。

部長：前回の答申は、両論併記と言うことでどちらかという結論ではなかったように思います。直営ありきに少し比重のかかった答申ではありますが、両論併記の答申の結論としてはどちらで行くと言うことは書かれていません。昨年の議会や社会情勢の

進展を踏まえたうえでその答申を一步踏み込んで、今後の公民館を考えて、方向性を決めていただければいいかと思います。前回の比重のことを知っているのですが、1回きれいにしなければいけないと思ったのですが、前回の両論併記という答申が特殊なケースであり、公民館を叱咤激励する意味合いもあったと聞いています。前回の答申を踏まえながら方向性を一本に絞るのをどこかで決めていただきたい。

会長：前回の答申としてはあるわけですけど、今年度我々が引き受けた公運審としては指定管理者制度の問題についてより具体的に検討する課題であることを確認しました。

委員：白紙という文言は入れないですね。

会長：それは入れません。前回の両論併記というのは、民営化を強く突っ張ったための妥協の産物で、直営に比重を置いたものになった。今回我々はその後の社会の諸事情から民営化を検討するという方向になったのかと思います。

委員：直営も残す2本立てと言うことですか。

会長：前は直営と指定管理の2本立てでしたが、我々は諸般の事情を踏まえて、②型の方向をより具体的に検討することになったと言うことです。

委員：スライドの中で指定管理にもいくつかの方法があって、最初から全部指定管理にするやり方と、図書館のように1つ直営を残し、残りを指定管理者にする方法と1つ1つ指定管理者を増やしていく方法があると聞いた。指定管理を積極的に導入する場合にどの方法をとるかということになると思うので、ある意味では直営も残るといのが大事になると思います。直営を1館残して残りを指定管理という方法を考えるならば、直営も残るのではないのでしょうか。

会長：1館残して残りを指定管理者にするのは、直営とは言いません。あくまで指定管理の1つの方法と言うことになります。中身は別にして、指定管理者制度というものを我々は具体的に検討していくという方向です。

社会教育課長：指定管理者を導入するとしたら3月31日まで直営、4月1日から指定管理者に変わるわけですが、中心館を1つ残してその他を指定管理者とするか、全部指定管理者にするか、手法はいろいろあると思います。

部長：仮に公民館に指定管理者制度を導入すると決めた時に、まず議会で公民館の条例改正を行います。市内の公民館は指定管理者が管理運営することができるという規定になります。仮に何らかの事故があって、その指定管理者が任期満了を迎えることができなくなった時には、社会教育課長を先頭に社会教育課の職員がその館を翌日から運営しなくてははいけない。運営することができるにしておかなければはいけないということです。最後まで行政が責任をとらなくてははいけない。もう1つは公募という形を取った場合は、選考は厳しいです。財務諸表を見て、税理士に参考意見をもらったりします。暴力団関係者が組織の役員にいないかも調べます。最終的に提案された内容が予算書を見ても事業計画を見ても問題はないか金額も選考基準の1つではありますが、担当部で責任を持って最終的には議会承認をいただくという経過になっています。

会長：次回の公運審は、指定管理者制度導入の方向でどういう形態がいいか考えていけばいいのではないのでしょうか。

委員：次回検討するために、私たちは何をしてくればよいのか。

会長：次回の議題についてはまた連絡しますが、今日お渡しした資料も含めて読んでいただきたい。これは私たちになじまないとかそういった意見を出していただきたい。これから作っていかなければならないのですから。

会長：いつまでもこの問題を引っ張って行くと同じことをずっと議論していくことになってしまい、結論が出ない。先ほどスライドなどで説明のあった行政の案も考えながら指定管理者制度を考えていかなければ結論は出ないだろうと私は思う。

委員：具体的に検討した結果、導入は無理という結論もありますか。

会長：それもあります。

委員：ただ近々に結論は出さなくてはいけないけれども状況としてはそれもある。今日の時点の結論としては、具体的には考えるけれどもどっちに転ぶかまだ分かりませんよという話ですね。

委員：公民館は教育施設であって、公民館だから地域から信頼されていると思いますが、指定管理者になった時、地域からの信頼が損なわれることはないのでしょうか。しかし、図書館が指定管理になったことを知らない人もたくさんいると思うので、公民館が指定管理になっても今までと同じかも知れない。

委員：すぐ指定管理に入るらしいって噂が飛び交っています。素案の説明会がそういう噂を飛び交うようにしている。

会長：指定管理者制度で、意見や立場が違う物同士が協力し協働作業をやるということ、とてもいいことだと思います。

委員：指定管理というと図書館のイメージが強いので株式会社が入ってくるという印象です。地域のNPO的な人たちが、地域の顔という人たちが運営に携わってと言うのが考えられない。パートの人たちに信頼持てるかということ自分は持てない。

会長：少なくとも十何名で運営していく以上は地域の顔が運営するのではなくて、むしろ今まで地域活動に力が出せなかった人、公民館で教育を受けた人が公民館のために何かやるという形があるといいと思います。企業にやらせるのはもったいない。

委員：これから統廃合が進んで行けば、7館というのはあり得ないですね。そうならばその上で考えなければならぬというのは自然の流れですね。ただ、統廃合などしていかなければ、施設を維持できない。NPOだからOK、株式会社だからNOという考えを私は持っていません。

会長：株式会社はあまりなじまないと思っている。市民のNPOを育てていくというのにも必要だと思う。将来を見据えて若い人たちを育てていくということも必要ではないかと思っている。次代を担う人を入れていくということも必要である。女性の活力を中心にするのが大事だと思う。

部長：何点か確認します。今日の話ですと次回から指定管理導入に向けて協議を進めていくということが1点と、今後そういうことであれば事務局サイド、公民館長と社会教育課で協力し合いながら素案を作り上げていき、それに対しご意見をいただいていくという方法でよろしいでしょうか。スライドで説明いたしましたように、色々な導入の方法がありますけれど、まだ部内の方でもこれでやろうというところが見えてないところがありますので、ある程度説明できるような素案を持って提案させ

ていただいて、その内容について委員の皆さんから意見をいただきながら見直すべき所は見直すということによろしいでしょうか。

社会教育課長：後もう１点ですが、本日の審議会の議事録は残すのですが、前回の答申を踏まえた上で、今年度以降新たに検討して前回の答申の両論併記のうち一方を選択し、その方向に行くというのを会長名で一筆いただいたほうがいいかと考えます。そうすると一歩進んだということが形に残るので、そのたたき台については会長と一緒に作るので、それを次回皆さんに確認していただければと思います。

会長：それは必要かと思います。

会長：議事はこれだけにしまして、何か他にありますか。

菊田公民館長：２４年１２月定例会における一般質問について。現在、施設の利用時間についてのアンケート調査を実施している旨報告。

会長：ほかに質疑等ありませんので、これをもちまして、平成２４年度第３回公民館運営審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。